いしかわ里山ポイント制度　Q&A

|  |
| --- |
| このＱ＆Ａは、令和５年３月２８日現在での、いしかわ里山ポイント制度実施要領の考え方をＱ＆Ａ形式でまとめたものです。内容に変更がある場合がありますので、最新の情報をＨＰで確認いただくか、下記事務局までお問い合わせ願います。  いしかわ里山づくり推進協議会  【３月３１日まで】　石川県生活環境部温暖化・里山対策室  ＨＰ　http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/point/seido.html  ＴＥＬ　０７６－２２５－１４６９　　FAX　０７６－２２５－１４７９　　Email　[satoho@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:satoho@pref.ishikawa.lg.jp)  【４月１日以降】　石川県農林水産部里山振興室  ＨＰ　４月以降掲載  ＴＥＬ　０７６－２２５－１６３１　　FAX　０７６-２２５－１６１８　　Email　satoyama@pref.ishikawa.lg.jp |

Ｑ１　　　里山ポイント制度の目的はなんですか？

Ｑ２　　　里山ポイント制度は、どのようなメリットがあるのですか？

Ｑ３　　　里山ポイントを交付できる事業認定申請ができる団体の条件はありますか？

Ｑ３-２　高等教育機関とは？大学のサークルは事業認定申請できますか？

Ｑ４　　　里山ポイントを交付できる事業はどのような事業ですか？

Ｑ５　　　里山ポイントの交付対象外となる事業（行事）を具体的に教えてください

Ｑ５-２　里山保全活動を行うための研修会や説明会の事業は交付対象の事業となりますか？

Ｑ５-３　企業が社内メールで参加を呼びかけて、里山地域で森づくり活動を実施する場合、交付対象事業となりますか？

Ｑ６　 　他の補助事業で実施する里山保全活動の参加者に里山ポイントを交付することができますか？

Ｑ６-２　伝統的なキリコ祭りの担ぎ手が不足しています。担ぎ手ボランティアに里山ポイントを交付できますか？

また、里山のＰＲイベントボランティアに対して里山ポイントを交付することはできますか？

Ｑ６-３　里山保全活動に参加した子どもにも里山ポイントを交付することはできますか？

Ｑ７　　　参加者に交付する里山ポイントの基準はありますか？

Ｑ８　　　事業認定を受けた場合、事業実施団体に義務や負担金はあるのですか？

Ｑ９　　　事業認定の方法は？

Ｑ１０　　申請できる里山ポイントの上限はありますか？

Ｑ１１　　認定を受けるための審査基準を教えてください

Ｑ１２　　「公募により募集」とは？

Ｑ１２-２　公募を行う時に、年齢制限を設けることは可能ですか？

Ｑ１２-３　「地域の同意」とはだれに得ればよいのですか？

Ｑ１２-４　「適切に安全管理」とはどうすればよいのですか？

Ｑ１３　　交付を受けた里山ポイントはどのように管理するのですか？

Ｑ１３-２　交付者（参加者）名簿は、どのようなものですか？

Ｑ１４　　里山ポイントはいつ参加者に交付すればよいですか？

Ｑ１５　　複数の事業認定を受けていますが、その事業間で里山ポイントの流用を行ってもよいですか？

Ｑ１６　　交付を受けた里山ポイントが不足した場合（不足しそうな場合）は、どうすればよいですか？

また、事業認定を受けた後、別の新しい事業で里山ポイントを交付したいのですが、どうすればよいですか？

Ｑ１７　　交付を受けた里山ポイントが余っているので、認定を受けてない事業ですが、里山の保全活動を行っている人に交付してよいですか？

Ｑ１８　　認定を受けた事業が、実施できなくなりました。どうすればよいですか？

また、当初認定を受けた開催日時などを変更したい場合は、どうすればよいですか？

Ｑ１９　　認定を受けた事業が全て終了しましたが、里山ポイントが余っています。どうすればよいですか？

|  |
| --- |
| Ｑ１　里山ポイント制度の目的はなんですか？ |

県や市町、いしかわ版里山づくりＩＳＯ認証団体が主催する里山の利用保全活動について、その参加者にインセンティブとして、里山チケットと交換できる里山ポイントを交付することにより、より多くの人々が、里山の利用保全活動へ参画することを目的としています。

|  |
| --- |
| Ｑ２　里山ポイント制度は、どのようなメリットがあるのですか？ |

里山ポイント制度を実施することによって、以下のようなメリットが考えられます。

(1) 里山の利用保全活動を実施する団体

・里山の利用保全活動への参加意欲が高まることが考えられ、参加者の確保が容易になります。

・県のＨＰ等に掲載し、里山ポイント対象事業を広報します。

(2) 参加者

・交付された里山ポイントを里山チケットに交換し、農産物直売所や能登丼など地産地消の店舗で利用することができます。

(3) 里山地域等

・里山の利用保全活動への参加者の増加や、里山チケットの利用により、里山地域の農産物等の消費拡大や交流人口の拡大が期待されます。

|  |
| --- |
| Ｑ３　里山ポイントを交付できる事業認定申請ができる団体の条件はありますか？ |

事業認定申請が出来る団体は、県、市町、県・市町が主要な構成団体の協議会、高等教育機関、里山づくりＩＳＯ認証団体（認証申請を行い申請書が受理されている団体も含む）等であることが条件となります。（実施要領第４条）

|  |
| --- |
| Ｑ３－２　高等教育機関とは？大学のサークルは事業認定申請できますか？ |

高等教育機関は、大学、短大、高等専門学校等高等教育機関を想定しています。

大学のサークル等が事業認定を希望する場合は、いしかわ版里山づくりＩＳＯの申請を事前にお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ４　里山ポイントを交付できる事業はどのような事業ですか？ |

里山ポイントの交付ができる事業は、４月から１２月までに開催される参加者を公募する以下の里山の利用保全活動で、原則として活動時間が１時間以上の事業とします。（実施要領第５条）なお、詳しいことは、事務局までお問い合わせ下さい。

　　①里山の田んぼ・畑づくりを支援する活動

　　　例） 田んぼや畑の草刈り、用水路やため池等の維持管理作業、

耕作放棄地の再生整備活動　など

　　②里山の森づくりを支援する活動

　　　例） 植林、間伐活動　など

　　③里山の生きものを守り育てる活動

　　　例） 希少種等の保全活動　など

　　④里海づくりの支援活動

例） 海岸・海中の清掃活動　など

　　⑤里山の集落コミュニティの支援活動

　　　例） 伝統的な祭りの支援活動、里山景観の維持活動　など

　　⑥里山の外来生物駆除活動

例） アメリカザリガニやオオキンケイギクなど外来生物の駆除活動　など

　　⑦その他里山の利用保全に役立つ活動

　　　例） 里山のPRイベント等でのボランティアスタッフとしての参加　など

|  |
| --- |
| Ｑ５　里山ポイントの交付対象外となる事業（行事）を具体的に教えてください |

以下の例の場合、里山ポイント事業の対象外となります。

(1) 業務として行う事業

例１） 企業等で社員が業務として行う場合

例２）　学校等で授業として行う場合

※里山づくりISO認証団体である企業・学校が主催し、一般に公募して行うボランティア活動の場合は対象となります。

(2) 参加者の公募を行わず、主催者団体の構成員や関係者のみで行われる事業（行事）

例１） 農村集落などが主催する井堀、水路や道路保全活動などでその集落に在住する参加

者のみで行われる行事

(3) 事業の内容で参加者が里山の利用保全活動を直接行わない事業

例１） 自然観察会や環境教育事業（イベント）などで、参加者が里山の利用保全活動を直接行わない、もしくは、利用保全活動が主体でない場合

例２） 里山の利用保全活動のボランティア説明会への参加

|  |
| --- |
| Ｑ５－２　里山保全活動を行うための研修会や説明会の事業は交付対象の事業となりますか？ |

里山保全活動のボランティアのための研修会や説明会の参加者については、里山の利用保全活動を直接行っていないため里山ポイントの対象外とします。

なお、いしかわ里山づくり推進協議会では、里山づくり活動の支援として、研修会等の講師派遣等について支援を行っています。詳しい内容については事務局までご相談ください。

|  |
| --- |
| Ｑ５－３　企業が社内メールで参加を呼びかけて、里山地域で森づくり活動を実施する場合、交付対象事業となりますか？ |

（企業がいしかわ版里山づくりISO認証を受けていることを前提に）

企業の社会的責任（CSR）活動や社内の有志、サークルなどで、里山地域での利用保全活動を行う場合で、里山ポイント事業の基準（実施要領第５条）を満たしている場合は、里山ポイントの対象とすることができます。

社内メールでの参加の呼びかけについて、自由参加での呼びかけであれば公募とみなし、交付対象事業とします。

|  |
| --- |
| Ｑ６　他の補助事業で実施する里山保全活動の参加者に里山ポイントを交付することができますか？ |

里山ポイントは、事業（行事）の参加者個人に対するメリット措置であり、事業（行事）そのものに直接助成するものではないことから、特段問題はないものと考えておりますが、当該補助事業の担当者に問題がないか確認するようお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ６－２　伝統的なキリコ祭りの担ぎ手や準備をする人が不足しています。担ぎ手等のボランティアに里山ポイントを交付できますか？また、里山のＰＲイベントボランティアに対して里山ポイントを交付することはできますか？ |

担ぎ手ボランティアや祭りの準備やお手伝いの参加者について、地域外から公募を行っている場合は、里山ポイントの対象とします。

また、里山のＰＲイベントボランティア等についても、ボランティアの場合で、地域外から公募を行っている場合は里山ポイントの対象とします。

なお、いずれの場合も、謝金・賃金として現金の支払いがある場合は、対象外とします。

|  |
| --- |
| Ｑ６－３　里山保全活動に参加した子どもにも里山ポイントを交付することはできますか？ |

里山ポイント制度は、気軽な里山の利用保全活動への参画を促進することを目的としており、子どもの時から、里山保全活動に親しむことは重要と考えています。このため、小学生以上の参加者に対して、里山ポイントを交付できることとしています。（実施要領第９条）

|  |
| --- |
| Ｑ７　参加者に交付する里山ポイントの基準はありますか？ |

里山ポイントは、小学生以上の参加者に交付するものとし、交付するポイント数は、原則として1時間の活動に対し1ポイント、1日最大3ポイントとしています。（実施要領第９条）

|  |
| --- |
| Ｑ８　事業認定を受けた場合、事業実施団体に義務や負担金はあるのですか？ |

特段の義務や負担金はありませんが、実施する事業（イベント）について、里山ポイント対象事業として参加者に対して、適切な対応をお願いいたします。

また、可能な限りにおいて、チラシ、配布資料、ＨＰ等に「いしかわ里山ポイント事業」と標記するようお願いします。

なお、貴団体にＨＰがある場合、広報効果を高めるため、県の里山ポイント対象事業情報ページ

（http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/point/seido.html）（３月３１日まで）と相互リンクをお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ９　事業認定の方法は？ |

里山ポイントの交付を希望する団体等は、原則として里山ポイントの交付を希望する事業（行事）の実施日の３０日前までに、いしかわ里山ポイント事業認定申請書（様式第１号）を事務局に提出し、認定を受ける必要があります。（実施要領第７条）

なお、４月から５月までに実施する事業（行事）については、事業認定申請が実施日前３０日以内であっても、里山ポイント事業の基準を満たしている場合、認定を行うこととします。

|  |
| --- |
| Ｑ１０　申請できる里山ポイントの上限はありますか？ |

限られた予算の中で、多くの団体、多種多様な里山保全活動において里山ポイントを交付し、県民等の里山の利用保全活動への参画を促進することを目的としていることから、里山ポイントの交付数は、１団体につき、年度あたり１，５００ポイントを上限とします。

ただし、認定事業実施団体が「県、市町」または「事務局が特に認める団体」の場合はこの限りではありませんので、別途、事務局までご相談下さい。（実施要領第９条）

|  |
| --- |
| Ｑ１１　認定を受けるための審査基準を教えてください |

事務局では、提出された申請書について、以下の基準で審査を行い、その全てが適正である場合、事業を認定します。（実施要領第５条）

(1) 申請された活動が里山の利用保全活動であるか

(2) 活動の参加者を公募により募集しているか

(3) 活動の実施場所が石川県内であり、かつ地域の同意を得ているか

(4) 活動時間が１時間以上であるか

(5) 活動について、適切に安全管理がなされているか

|  |
| --- |
| Ｑ１２　「公募により募集」とは？ |

「公募により募集」とは、一般県民や企業、NPO団体、大学などの多様な主体に対して、開催案内を、チラシの配布・回覧、メールを使っての配信、ホームページに掲載などのいずれかの方法、もしくはそれらの組み合わせにより、呼びかけを行うことを指します。

広く県民等に周知するため、開催日の２週間前までに公募を行うようお願いします。

また、事業認定された場合は、可能な限り、チラシ、ＨＰ等に「いしかわ里山ポイント交付事業」と標記するようお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ１２－２　公募を行う時に、年齢制限を設けることは可能ですか？ |

里山の利用保全活動の内容によって、参加者の年齢制限を設けることは可能です。

|  |
| --- |
| Ｑ１２－３　「地域の同意」とはだれに得ればよいのですか？ |

活動する場所が、特定の所有者に限定される場合は、その所有者または管理者、農村集落の草刈りなどの場合は、当該集落の町会長、区長などの同意もしくは了解を得てください。

なお、必ず書面で同意を取る必要はありませんが、今後も継続して活動を実施する場合などは、文書により同意書や覚え書きを取り交わすようお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ１２－４　「適切に安全管理」とはどうすればよいのですか？ |

里山の利用保全活動を行う場合、カマやナタなどの刃物やチェンソー、刈り払い機など動力機械を使用する場合があり、参加者の安全を確保して活動を行う必要があります。

このため、必ず安全管理の責任者を定めるとともに、活動を始める前に、安全を確保するための必要な説明、軽微な事故に対応するため救急箱の準備、活動中の万が一の事故に備え搬送する救急病院等の事前確認を行ってください。

また、必ず参加者については、ボランティア保険などの傷害保険等への加入を行ってください。

|  |
| --- |
| Ｑ１３　交付を受けた里山ポイントはどのように管理するのですか？ |

里山ポイント（シール）は、紛失や盗難がないよう、善良な管理者の注意をもって、管理をお願いします。

また、認定事業の参加者に里山ポイントを交付した場合、交付日、交付ポイント数等を里山ポイント交付台帳（様式４号）に記録するとともに、交付日から３０日以内に里山ポイント交付者（参加者）名簿を、事務局に、郵送、ＦＡＸ、mailのいずれかの方法で報告願います。（実施要領第9条）

|  |
| --- |
| Ｑ１３－２　交付者（参加者）名簿は、どのようなものですか？ |

交付者（参加者）名簿（様式第5号）の様式は、県のホームページからダウンロードすることができますが、記載項目等の要件を満たしていれば、様式が異なっていても構いません。参加者の氏名の記載のある保険等の加入名簿の写しでも結構です。

|  |
| --- |
| Ｑ１４　里山ポイントはいつ参加者に交付すればよいですか？ |

里山保全活動を実施する受付時もしくは終了時に、専用台紙とともに交付してください。

|  |
| --- |
| Ｑ１５　複数の事業認定を受けていますが、その事業間で里山ポイントの流用を行ってもよいですか？ |

同一の事業実施団体で、A事業で４０ポイント、Ｂ事業で４０ポイント、併せて８０ポイントの交付を受けた場合、Ａ、Ｂの2つの事業間で、交付を受けた８０ポイントの範囲内で流用が可能です。

なお、他の事業実施団体との里山ポイントの貸し借りや譲渡はできません。

|  |
| --- |
| Ｑ１６　交付を受けた里山ポイントが不足した場合（不足しそうな場合）は、どうすればよいですか？  また、事業認定を受けた後、別の新しい事業で里山ポイントを交付したいのですが、どうすればよいですか？ |

いずれの場合も、里山ポイント事業変更認定申請（様式第３号）を行ってください。ただし、この場合でも里山ポイントの交付数は、原則として、１団体、年度あたり、１，５００ポイントを上限としますので、その範囲内で申請してください。（実施要領第9条4項）

|  |
| --- |
| Ｑ１７　交付を受けた里山ポイントが余っているので、認定を受けていない事業ですが、里山の保全活動を行っている人に交付してもよいですか？ |

認定を受けていない事業（行事）等で里山ポイントを交付することはできません。

|  |
| --- |
| Ｑ１８　認定を受けた事業が、実施できなくなりました。どうすればよいですか？  また、当初認定を受けた開催日時などを変更したい場合は、どうすればよいですか？ |

認定を受けた事業（行事）が実施できなくなった場合や開催日時の変更などがある場合は、事務局までご連絡願います。

|  |
| --- |
| Ｑ１９　認定を受けた事業が全て終了しましたが、里山ポイントが余っています。どうすればよいですか？ |

認定事業実施団体は、当該年度最後の認定事業の報告に併せて、余った里山ポイントを事務局まで返却してください。